

令和8年7月21日開会

令和8年7月21日閉会

令和8年7月
甲府地区広域行政事務組合議会臨時会
全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

(協議事項)

議案第 8 号 令和 8 年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 9 号 甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 10 号 財産の取得について

議案第 11 号 公平委員会委員の選任について

議案第 12 号 監査委員の選任について

議案第 13 号 監査委員の選任について

(出席議員)

金丸 三郎	廣瀬 集一	岡 政吉	坂本 信康	長沼 達彦
清水 英知	小澤 浩	小沢 宏至	依田 勝見	中嶋 寿
岡田 真姫	清水 一成	山本 英	依田那津希	若尾 彰子
保坂 康	樋口 孝之	藤原 正夫	有泉 誠	新海 一芳
笹本 昇	田中 一臣	長田 信夫	海野 豊	

24名

(欠席議員)

なし

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管理者	樋口 雄一	副管理者	保坂 武
副管理者	望月 智	副管理者	塩澤 浩
副管理者	伊藤 昌弘	事務局長	田村 邦彦
消防長	長谷川達郎	会計管理者	渡邊 直樹
事務局次長	萩原 正夫	副消防長	小幡 浩一
次長兼人事課長	林 勝	次長兼企画財政課長	今村 公二
次長兼南消防署長	早川 俊彦	総務課長	水上 岳司
警防課長	山土井光二	救急救助課長	功刀 浩文
予防課長	本田 武	査察課長	遠藤順一郎
指令課長	深澤 拓	中央消防署長	米山 和彦
西消防署長	落合 康貴	公平委員	花形 敏男
公平委員	坂本太久己		

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局長	田村 邦彦	事務局次長	萩原 正夫
------	-------	-------	-------

午後 1時56分 開 会

○岡政吉議長 ただいまから、全員協議会を開会いたします。

議案審査の前に消防本部から国道52号道路拡幅工事に伴う貢川出張所の移転について報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、国道52号道路拡幅工事に伴う貢川出張所の移転について御説明申し上げます。お手元にお配りしました、資料No.1-1を御覧ください。始めに、1経過についてでございますが、国交省が実施する上石田改良事業に伴う国道52号道路拡幅工事によって、貢川出張所の移転について検討する必要性が生じたため、土地所有者である甲府市さんとともに、国交省と移転の工法や公共補償の範囲等について協議を重ねておりましたが、国交省の予算が確保できていないため、連絡を待っている状況でございました。

次に、2当初計画についてでございますが、こちらは、国道52号、通称美術館通りにあります貢川交差点付近の図面となります。同交差点の西側には貢川出張所があり、青色で囲まれた範囲が敷地で、緑色で囲まれた範囲が建物となります。また赤い線が当初の計画線であり、この線まで道路を拡幅する計画となっておりました。資料No.1-2を御覧ください。こちらの写真のとおり、貢川出張所の車庫前作業スペース及び庁舎の一部が計画線上にかかっている状況でした。恐れ入りますが、資料No.1-1にお戻りください。

次に、3国交省からの連絡についてでございますが、今般、国交省から上石田改良事業については、アルプス通りから貢川交差点までの事業で終了することとなったため、貢川交差点から西側の国道52号道路拡幅工事は実施しないこととなり、貢川出張所の移転については白紙になる。と説明がございました。

最後に、4今後の貢川出張所の建て替えについてでございますが、同出張所の移転につきましては、今後は、耐用年数の60年を目安に建て替えを検討していきたいと考えております。以上で、国道52号道路拡幅工事に伴う貢川出張所の移転についての報告を終わらせていただきます。

○岡政吉議長 以上で報告が終わりました。この件について、御質問等ございますか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。この全員協議会におきましては、議案第 8 号から議案第 13 号までの審査を行います。議案第 8 号甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計補正予算第 1 号について当局の説明を求めます。

萩原事務局次長。

○萩原事務局次長 それでは、甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。議案目録の 1 ページをお開きください。債務負担行為の補正につきましては、令和 8 年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計に債務負担行為を追加するものでございます。この補正の提案理由でございますが、国母公園夜間照明施設等 LED 照明リース料を追加するための補正でございます。

次に、2 ページ、3 ページを御覧ください。債務負担行為の追加につきましては、国母公園夜間照明施設等 LED 化を行うにあたり、令和 9 年度から令和 21 年度までの期間において、債務負担行為の限度額を設定するものでございます。以上で、甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明を終わらせていただきます。

○岡政吉議長 以上で、説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

議案第 9 号甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

萩原事務局次長。

○萩原事務局次長 それでは、甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。議案目録の 5 ページと併せまして、議案第 9 号資料 1 議案概要を御覧ください。まず、議案提出の目的につきましては、甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の第 11 条では、選挙権等行使休暇として、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所等に出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、休暇を取得できることとなっております。今般、勤務時間、休日及び休暇に関する人事院規則の一部改正により、国家公務員につきましては、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合に、官公署への出頭に関する特別休暇を取得することが可能となりました。

本組合におきましても、被害者参加人の裁判対応に伴う負担に加え、犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性も考慮し、また、職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう適当な考慮を払うことが求められていますことから、本組合職員に係る休暇制度の見直しを行うため、甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案の内容につきましては、条例第11条に定める選挙権等行使休暇の対象となる場合として、被害者参加人として裁判所に出頭する場合を加えるものであります。施行日につきましては、公布の日からといたします。以上で、甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を終わらせていただきます。

○岡政吉議長 以上で、説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

議案第10号財産の取得について当局の説明を求めます。

水上総務課長。

○水上総務課長 それでは、日程第8議案第10号財産の取得について御説明申し上げます。恐れ入ります、お手元にございます、議案目録の7ページをお開きいただきたいと思います。参考といたしまして、議案第10号資料1には、更新予定車両同等の写真を用意させていただきました。車両は、トヨタハイエース、約3,000cc、4WD、定員は9名となっており、赤色灯やストレッチャー設定位置などの艗装を行います。また、資料2-1につきましては、高規格救急自動車の主な艗装を、資料2-2につきましては、更新予定同等資機材の一部ではございますが、自動式心マッサージ器や除細動装置の写真を用意させていただきましたので、併せまして御確認をお願いいたします。7ページの議案第10号の案件につきましては、令和8年度当初予算に計上しております、車両2台の購入につき、当組合の、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をいただく必要がありますので、本臨時会にこの案件を提出するものであります。それでは、財産の取得について説明いたします。取得物件の品名及び数量等につきましては、現在運用している中央署高規格救急自動車が、平成30年度の配備から8年目を迎え、令和8年4月1日現在の

走行距離が19万79km、玉穂出張所高規格救急自動車が、平成25年度の配備から12年目を迎え、令和8年4月1日現在の走行距離が18万5千723kmとなり、いずれも救急自動車の更新基準である、18万～20万kmを迎え、老朽化による故障等も懸念されることから、高規格救急自動車を2台取得するものであります。

次に、車両2台の購入に関しましては、本年6月2日、当本部におきまして、3者による指名競争入札を行いました。その結果、山梨トヨタ自動車株式会社が7,106万円で落札したものであります。この案件につきましては、本臨時会による議決が得られたならば、正式に契約を締結し令和9年3月に配備する予定であります。以上で、議案第10号財産の取得についての、説明を終わらせていただきます。

○岡政吉議長 以上で、説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

若尾彰子議員。

○若尾彰子議員 高規格救急自動車を2台、2つの消防署に配備するということですが、この高規格救急自動車は全ての署に配備が完了しているのか、高規格救急自動車の更新によるものなのか、新しく配備するものなのかそのあたりをお願いいたします。

○岡政吉議長 水上総務課長。

○水上総務課長 甲府地区消防本部管内の救急自動車は、すでに全て高規格救急自動車になっており、これの更新となります。以上でございます。

○岡政吉議長 ほかに質疑はありませんか。

金丸三郎議員。

○金丸三郎議員 議案第10号に私は賛成をいたします。その上で関連する事項として幾つかお聞かせいただきたいと思っております。先日、あるテレビ番組を見ました。救急救命士、警察官、救急救命医この3人が協力して事に当たっているというものでした。今の時代は、高規格救急自動車が配備されることはもうこれは当然のことだと思います。でもこの場合ですね、運用するのは救急救命士と呼ばれる職員だと思います。そこで、この救急救命士が、消防本部にはどのくらいの人数がいて、消防本部のどのくらいの割合で、充足されているのかどうか。こういったハード面の高規格救急自動車は更新され、救急救命士の仕事は益々大変になるとテレビ見て思いますのでその辺についてお聞かせください。

○岡政吉議長 功刀救急救助課長。

○功刀救急救助課長 ただいまの金丸議員からの質問にお答えいたします。救急救命士の人員につきましては、全職員３５０名のうち７８名の救急救命士が在籍しており、割合は２２．３％となります。また、救急自動車に乗車している救急救命士は５２名となります。以上でございます。

○岡政吉議長 金丸三郎議員。

○金丸三郎議員 今お聞きをしまして、７８名の有資格者がいて常時救急自動車に乗っているのは５２名ということで、割合も全体の３５０名のうち２２．３％というのは充足していると理解します。そうした中で、先ほども触れましたけども、今からの時代、消防本部全体の業務を考えたときに、高規格救急自動車を使用した救命という現場が益々重要になっていると思います。そういった中で、＃７１１９でなるべく救急自動車と呼ばないでという運動をしていることは承知していますが、しかしですね、そうは言ってもこの２２．３％という数字が妥当なのかどうか考えると、これから先、救急救命士の皆さんの仕事が増えるだろうし、また、必要になってくると思っています。こうした中で、私は、せっかく救急救命士の資格を持って消防本部に勤務された救急救命士の方がここ数年、何人か中途退職していると聞いております。それにはやはり、救急救命士の資格を持ち働いてくれている救急救命士の職員の皆さんの待遇について、もっともっと考えていかないとならないと思います。そこで、これだけの専門職種があるのであれば、救急救命士の皆さんを消防長に準じるような救急救命監であるとか、或いは課長クラスではなくてその上の室長クラスといった職位に組織上するということはお考えでしょうか。

○今村次長兼企画財政課長 皆様御承知の通り現在、救急の件数は全国で非常に多くなっている傾向が顕著でございます。その中で、当消防本部では、令和６年度に過去最高の１万８，３４２件を引き受けたという状況で、その後も高い水準で推移しているところでございます。このため、議員のおっしゃる通り救急業務の求められている役割や責任は非常に大きくなっていると考えております。御質問の救急救命監というところでございますが、現在、私どもが把握している中では関東近県でございますけど、東京、神奈川、千葉、埼玉、栃木、茨城、長野、静岡の辺りでは救急救命監としている事例は確認できておりません。救急部門のトップ、責任者については、警防課長とか救急救助

課長で、政令指定都市では救急部長というところが統括をして非常に高い職位の方もやっているというような状況です。当本部につきましては、この救急救助課については、平成２９年に救急救助課に格上げをしました。当時、警防課の救急救助係だったものを課に格上げをして、さらに、そこに救急救命士を課長として配置した経過がございます。御質問の救急救命士の配置や新設につきましては、救急業務の重要性や専門性については十分認識しておりますけれども、組織全体の指揮命令系統や組織体系、他の本部の状況などをしっかり調べさせていただき、今後、調査研究して参りたいと考えておりますので御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○岡政吉議長 金丸三郎議員。

○金丸三郎議員 今の答弁で納得しましたし、消防本部として課をつくり平成２９年に課長を配置したことは非常に評価したいと思います。

私の一人息子も脳神経外科で脳卒中センターで対応していますから毎日救急自動車で運ばれてきます。東京消防庁の救急救命士の職員が非常に優秀ですので朝、救急自動車運ばれてきて夕方には帰すことができる状況です。ですから、当消防本部においても、やはり圏域の皆さんの救命率を高めるため救急救命士の皆さんに活躍をしてもらって、この高規格救急自動車を活用して対応していただくことを強く求めましてこの質問を終わります。

○岡政吉議長 ほかに質疑はありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

議案第１１号公平委員会委員の選任について当局の説明を求めます。

萩原事務局次長。

○萩原事務局次長 それでは、公平委員会委員の選任について御説明いたします。議案目録の９ページをお開きください。本組合の公平委員会委員のうち、田中公夫氏が本年５月１６日に辞職されたことから、後任といたしまして、中央市から御推薦をいただきました、伊藤信雄氏を本組合公平委員会委員として選任するにつきましては、議会の同意を必要とすることから、提案するものでございます。以上で、公平委員会委員の選任について説明を終わらせていただきます。

○岡政吉議長 以上で、説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

第１２号監査委員の選任について当局の説明を求めます。

萩原事務局次長。

○萩原事務局次長 それでは、監査委員の選任について御説明いたします。議案目録の 11 ページをお開きください。本組合の監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任した佐藤皖氏が、本年 5 月 16 日に辞職されましたことから、後任といたしまして、中央市から御推薦をいただきました、北村利一氏を選任するにつきましては、議会の同意を必要とすることから、提案するものでございます。以上で、監査委員の選任について説明を終わらせていただきます。

○岡政吉議長 以上で、説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

第 13 号監査委員の選任について当局の説明を求めます。

樋口孝之議員の除斥を求めます。

(樋口議員 退場)

萩原事務局次長。

○萩原事務局次長 それでは、監査委員の選任について御説明いたします。議案目録の 13 ページをお開きください。本組合の監査委員のうち、議員のうちから選任した小澤重則氏が、本年 4 月 30 日をもって任期満了となりましたことから、後任といたしまして、甲斐市から御推薦をいただきました、樋口孝之氏を選任するにつきましては、議会の同意を必要とすることから、提案するものでございます。以上で、監査委員の選任について説明を終わらせていただきます。

○岡政吉議長 以上で、説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

樋口孝之議員の入場を求めます。

(樋口議員 入場)

○岡政吉議長 以上で議案第 8 号から議案第 13 号までの全員協議会における審査を終了いたしました。それでは、以上をもちまして全員協議会を閉会いたします。

午後 2 時 24 分 閉 会